時事新報

明治廿八年二月廿六日　火曜日
舊曆乙未二月二日（甲、辰）
日出午前六時十七分　日入午後五時三十二分
月出午前五時五十七分　月入午後六時五十八分
滿潮午前六時四十三分　午後六時五十七分
〔西曆一千八百九十五年〕
年始より五十七日　年末まで三百八日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

本月の繪附錄（第十一回）

本社が昨年四月以來毎月讀者に配布し來りたる西洋畫の附錄は今や回數積で第十一回となり彌々來る

二十七日を期して本月分を發刊す今回は小山正太郎氏の圖案に依り長尾杢太郎氏の揮毫せるものにして題して

邊城雪

と云ふ之を精巧なる寫眞版に附し美麗なる本紙の附錄とす小山氏は昨年日清戰を交へし以來久しく戰地に在りて頗まで其實況を知悉せるが故に其圖案は我軍隊が邊城に在り風雪を侵して守備に怠りなきの實況を寫出す此畫に對すれば身は在滿國の我軍隊に隨從せるが如き感あるべし
●當日の時事新報は臨時の購讀者に對し一號の定價を五錢とす

時事新報

朝鮮國債に就て

初め朝鮮にて公債募集の議あるや我輩は速に我政府の手より貸渡す可しと勸告せしに爾後猶は民間に於て募るとの說のみ聞えて遷延今日に至りしが政府もいよ／＼決心して歲計剩餘金より繰入れたる軍資金中の一部を割きて之に應ずることゝ定め案を具して議會に提出したるは何れの點より見ても我輩の頗る同意する所なり該公債に應ずる資金の如きは今度の軍費として數ふるも大事にて妨げなけれども特に其性質を別にして政府の獨斷を避け議會の協贊を求めたるは我國民の意志を朝鮮人に知らしむるの方便として最も適當の處置と云ふ可く又彼の政府にても財政の困難日々に急を告ぐるより公債募集の成否を問ふこと矢よりも繁しと云へば今我政府にて引受るときは民間に募るが如き手數をも要せずして爲めに一日を早くするは猶は千秋を早くするの趣ある可し之を以て衆院にても案に接するや直ちに審査を終り既に去る土曜日の議場に於て全會一致を以て可決したれば貴院に於ても不日同樣の協贊を與ふ可きは蓋し勿論のことならん抑も我國が朝鮮財政の困難を救ふは實に行掛上已むを得ざるのみならず事情彼の如き國に向て債權を握るは凡そ各國の普ともにて[illegible]種々の便宜利益を得るの常にして假令[illegible]政治上より見るも債權あれば隨て[illegible]合ひ[illegible]手を挿ふのみにして[illegible]容易ならざるにもせよ[illegible]之を償ふて餘りあるを得可し即ち債權者は其[illegible]に[illegible]恰も主人の[illegible]に[illegible]ずに足るのみなれば日本の利益の爲めにも此地位を朝鮮に[illegible]して吾に占むるを得策なれ、左れば今日は一時の用[illegible]百萬圓に[illegible]る五百萬圓の公債額を三百萬[illegible]するのみなせしかども若しも向後必要を生じて更に所望の場合もあらば三百萬圓にても五百萬圓にても斷じて吝む所ある可らず且又彼の將來を察すれば國務の改革緒に就くと共に種々樣々文明の利器を利用せんと欲するも免る可らざるの勢にして電信鐵道船車を始め印刷製作の諸機械なり陸海軍の武器なり一切萬物新を入るゝ其有樣は我維新の昔に彷彿として隨て費用の大なる想ひ見る可し彼國の力を以てして今俄に長足の進步を企て悉く新式のものを購入して先進國に比肩せんとするも到底負擔に堪へざるは明白のみか素より國情に不釣合の沙汰なれば文明の機關を求むるにも濫に多費を散じて濫に贅澤を念ふ可らず幸ひ日本にては極めて急速なる進步をなしたるが爲め明治の年初に買入れたる物品にして今は既に不用に屬し隨て其價も亦極めて低廉なるもの多きが故に朝鮮にて之を讓受くるは實に此上もなき好都合なる可し恰も兄の古着を弟に用ふると同樣世間普通の事例にして彼も是も同じく朝鮮文明の爲めなれば單に金錢とのみ云はずして物品も亦我に需要し我より供給せんこと彼我双方に向て我輩の切に勸告する所なり日本が嘗て以前の機關によりて今日の開明を致したることなれは今また朝鮮が之を襲用して成長を待つに緣起も目出度次第なれども即坐に代價を支拂ふは困難なる可ければ之を[illegible]に認めて公債の一部となし漸次に辨償するも苦しからず益す／＼以て便利なりと云ふ可し斯く金と云ひ物と云ひ我國は朝鮮の都合を圖りて飽までも好意を表して厭はざる者なれども如何せん現在の朝鮮政府にては腐敗混亂、律して律す可らざるの狀態なるが故に之に金品を投ずるは瘋癲白痴を對手に貸借を約するに等しく違約せられても損失を蒙りても皆我が過に歸す可ければ事を未然に豫防せんが爲め政務の要機は暫く之を日本人の手に預り猶ほ日本人同士にて貸借するも同樣ならしめ漸次彼國人の開進を待つの外ある可らず是れは單に我國の利益を擔保せんが爲めのみならず朝鮮革新の事業は渾て我を勞するを免れざれば日本人の續々彼の政府に赴任するは何れにしても今後の必要條件たらざるを得ず我輩は議會が右の豫算案に協贊を與ふると共に現金の外に物品の讓渡及び日本人赴任の事を忘れずして模樣により之を當局に具議せんことを望む者なり聞く所によれば政府が公債應募の件を議會に提起したるも議員より異議なき旨を通じて促したるの結果なりといふ果して然らば何ぞ更に一歩を進めざるや

雜報

○在劉公島外人放免

二月廿四日午前八時卅五分廣嶋大本營發
同　九時廿七分　陸軍省着

劉公島に在る外國人は都合十一名なり悉皆取調を爲し其內海中爆發藥一件に付き本邦にて宣誓したる者と思しきジョーヂホーウォーなる者は軍艦に拘留し置き其他は皆宣誓を爲さしめ放免せり
第九號水雷艇の戰死者四名は水師提督丁汝昌篤く之を埋葬せしめたり

十八日　出羽聯合艦隊參謀長

○敵兵又海城に迫る

二月二十五日午前十一時十三分大本營發
同　正午　陸軍省着

二十二日午後六時發野津第一軍司令官より左の報あり
日午前八時敵兵又海城の前面に來れり唐王山方面に砲四、遼陽街道に砲六、安村方面に砲十門を現はせり敵は午後三時頃退却せり我兵死傷六、內將校一微傷、敵の死傷は未詳なれども唐王山方面は百餘の屍體を遺しあり捕虜の言に據れは吳大徵は確かに牛莊に在り昨日我左翼に來りしは同人の兵と徐の兵なり

○牛莊附近の敵勢

二月二十四日午後零時四十五分
廣嶋大本營發
同　一時三十五分陸軍省着

唯今得たる桂中將の報に據れば缸瓦寨の敵昨夜牛莊方面に退却せりバケンシ（海城の西約四里）に百、柳公屯附近に三千と砲七門あり四臺子に千餘、騎兵五百六十、砲五門、小馬頭に千、乾線堡に三千あるが如し去る十九日鞍山站に於てウンヘイエイの兵千と見る又吳欽差（吳大徵）及び老湘營の兵は牛莊附近にあり吳の兵は八營あり同

人は牛莊に在
二十日午後十一時

○豫算外國[illegible]となるへ[illegible]爲すを要[illegible]

萬國測地學協會に於て萬國天[illegible]
二十八年度以後に於て該會加[illegible]
支出額とを合して一箇年金貨[illegible]
以內を負擔し且前記天文臺四[illegible]
に設置に付敷地買上代及建築[illegible]
給一箇年千五百圓以內を支出[illegible]
得

說明

歐洲北米及太平洋特別觀測[illegible]
依り地軸變動の爲め緯度に[illegible]
か調査の必要を生し世界中[illegible]
國天文臺を設置し之か經費[illegible]
國より加盟費を增加して支[illegible]
國政府の毎年負擔額に增加[illegible]
の內一箇所は帝國[illegible]縣管[illegible]
敷地買上代及建築費並天文[illegible]
於て負擔するを要す

○軍艦葛城[illegible]

威海衛の陸地砲臺は已に我軍の[illegible]
艦並に劉公嶋の砲臺は今に至[illegible]
應砲を斷たず俘虜の言による[illegible]
らざるを看破し海軍兵のみを[illegible]
隊を死守するの決心をなし同[illegible]
四千斯る有樣なれば我艦隊は[illegible]
め殆んど晝夜砲擊を斷たず書[illegible]
て猛烈に攻擊すると雖ども尙[illegible]
なし我が諸艦も爲めに種々の[illegible]
攻擊に於て最も目覺しく奮鬪[illegible]
同艦の損害は最も酷し昨十一[illegible]
葛城艦の前部に敵の巨彈破裂[illegible]
空に飛揚するを見る此狀を目[illegible]
へんや余は以て前部火藥庫の[illegible]
命を心配せしが同艦は徐々陣[illegible]
松嶋より直に信號を以て其狀[illegible]
舷側に於ける諸艦長悉皆用を[illegible]
敵彈のために破壞されたるを[illegible]
に注目し居りしが此時旗艦よ[illegible]
して死傷者の手當をなす可き[illegible]
來るや余は直に之を訪問せり[illegible]
部に破裂せし事なれば前砲臺[illegible]
死傷者の一人には非るかと心[illegible]
田大尉の安否を問ひしに幸に[illegible]
負ひ辛ふして步行するの有樣[illegible]
檣にも非ざりしかば余は先づ[illegible]
尉の案內にて前記巨彈の破裂[illegible]
十七珊なる追擊砲は中身より[illegible]
機等は悉く破壞せられ舷側に[illegible]
破片至る所に狼藉たり且つ甲[illegible]
鼻を衝く倘は帆桁は折斷され[illegible]
何れも皆破損して奮鬪の[illegible]
る追擊砲には十四名の砲手を[illegible]
を合して十五名なるに幸ひに[illegible]